

高山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則（第3条—第5条）

第3章 議会と市民との関係（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等との関係（第8条—第10条）

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成（第11条—第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等（第15条—第20条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条—第23条）

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き（第24条・第25条）

附則

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるよう議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見等を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

(会派)

第5条 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

第3章 議会と市民との関係

(広報広聴)

第6条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるため、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民参加)

第7条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。

- 2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聞くものとする。
- 4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との議論)

第8条 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策立案の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

(議決事件の追加等)

第10条 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。

2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

(議会の合意形成)

第11条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。

2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

(政策形成)

第12条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。

2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

(政策討論)

第13条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。

2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。

3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会による政策提言)

第14条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

(組織の見直し)

第15条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、隨時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

(政務調査費)

第16条 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務調査費は、高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。

2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務調査費の收支報告等について公開するものとする。

(議員研修)

第17条 議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

(予算の確保)

第20条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第22条 議員定数は、高山市議会議員定数条例（平成13年高山市条例第12号）に定めるところによる。

2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討とともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）に定めるところによる。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。

3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き

(評価制度)

第24条 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。

2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。

3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。

(見直し手続き)

第25条 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。

2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

高山市議会基本条例の趣旨及び解説

前文

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるよう議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

【趣旨】

前文は、高山市議会基本条例制定の経緯や、条例の趣旨をうたったものです。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、制定目的を明らかにし、以下の規定の解釈の指針を示すものです。

第2条 基本理念

議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

【趣旨】

本条は、議論する議会づくりを通じてより良い政策を実現するための基本的な考え方を示すものです。

【解説】

議会基本条例の目的達成のための基本的な考え方として3つの基本理念を定めます。

- (1) 議会は選挙で選出された議員で構成されており、市民の代表として市民の皆さんとの多様な意見を集約し市政に反映することが責務です。議会の透明化とともに市民の皆さんへの説明責任を果たし、情報の共有化をすすめ、市民の皆さんとともに歩む開かれた議会づくりをすすめます。
- (2) 地方自治体はそれぞれ選挙で選出される首長と議会の二元代表制となっています。首長の執行権等に対し、議会には議決権、調査・検査・監査請求等の権

限が与えられています。今、自治体の自己決定・自己責任を求める地域主権がすすむ中、議会の議決責任はさらに重くなっていることから、議会は、監視・評価機能を強化し、市民の皆さんとの意見を考慮した積極的な政策提言を行うとともに、政策立案に取り組むように努めます。

- (3) 議会は、条例や予算等の重要事項の決定について市民の皆さんから負託された機関であることから、議決責任を深く認識し、市民の皆さんに市政の説明を行ったり、市民の皆さんとの意見を的確に把握したりするとともに、議員間の積極的な討議を通じて政策決定や政策提言等を行うなど、合議体としての役割を適切に果たします。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

第3条 議会の活動原則

議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動をしなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。

【解説】

基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。

- (1) 市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。
- (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。
- (3) 市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。
- (4) 市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。
- (5) 地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況を踏まえ、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。

- (6) 市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。

第4条 議員の責務及び活動原則

議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員の責務と議員の活動原則を定めたものです。

【解説】

議員は、地域や団体等の個別事案だけではなく市民全体の福利の向上をめざして活動すること、議員としての資質の向上について不断の研さんを行い選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすすめることを責務とします。また、基本理念に基づくとともに、議会の活動原則を踏まえた議員活動をすすめるための原則を規定します。

- (1) 議員は、市政に市民の意見を反映させるべく、市民の皆さんの多様な意見を把握します。
- (2) 議員は、深い審議や政策提言等を行うために、市政の調査研究に積極的に取り組みます。
- (3) 議員は、適切な意思決定や政策提言等の妥当性や説得力を高めるために、議員間の自由討議を徹底して行います。

第5条 会派

- 1 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。
- 2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

【趣旨】

本条は、会派の定義づけと議会活動における会派の役割等について定めたものです。

【解説】

- 1 会派は、政策を中心として同じ志を持つ二人以上の議員で結成できます。会派は、政策の審査・評価や政策提言等に向けて、市政に関する調査研究や議論を積極的に行います。
- 2 議会運営や政策等に関する事項の意思決定に際しては、必要に応じて会派間で意見調整を行い、合意形成に努めます。

第3章 議会と市民との関係

第6条 広報広聴

- 1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 媒体としての議会広報紙、インターネット、コミュニティFM、CATVや市民意見交換会等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんとの意見を可能な限り把握し、市政に反映させていきます。
- 2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。
- 3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民意見交換会を開催します。
- 4 市民意見交換会については、市民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。市民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。
- 5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。
- 6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。

第7条 市民参加

- 1 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。
- 2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聞くものとする。
- 4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

【趣旨】

本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 市民の代表機関として、市民の皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。
- 2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆さんとの意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるよう努めます。
- 3 市民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うこととします。
- 4 市民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。

第4章 議会と市長等との関係

第8条 市長等との議論

- 1 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。
- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

本条は、議員と市長等が、緊張感を保ちつつ活発に議論を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 議会と市長等は、緊張関係を保持しつつ、議論を通じて切磋琢磨し、より良い政策の実現を目指します。
- 2 これまで、委員会では一問一答方式で質疑が行われていましたが、本会議における質疑及び一般質問においても、論点を明確にし、市民にわかりやすい議論するために、一問一答方式で行うことができるようになります。なお、議員の判断で一括質問方式との選択ができます。
- 3 議論を充実させることによって、より良い政策を実現するため、議員が政策提言等を行ったり、政策条例案を提出した場合や、議員の質疑及び質問の論点等を確認する場合には、市長等が議員への反問として質疑や質問を行えるようになります。

第9条 議会審議における論点情報の形成

- 1 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策立案の背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会が適正な決定を行う前提として、十分な審議を行うために必要な情報の提供を市長等に求めることを定めたものです。

【解説】

- 1 新たな政策条例、著大事業等の重要な政策については、市長等に対し、7つの論点情報を明らかにするよう求めることとします。これらの論点情報は、審議における論点を明確にするだけでなく、論点情報に基づいて執行後の評価を行うことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上に効果を発揮します。
- 2 前項と同様、審議を深めるとともに、論点の明確化、適正な政策の執行及び政策水準の向上につなげるために、地方自治法第211条第2項及び法第233条第5項に定められた説明資料のほかに、事業評価シート、事業別予算概要等の説明資料の提出を市長に求めることとします。

第10条 議決事件の追加等

- 1 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。
- 2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、地方分権に鑑み、議会が市民代表としての責任を果たすため、自治体経営の根幹部分に積極的に関わっていくことを定めたものです。

【解説】

- 1 地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決事件を追加する件について規定します。法改正により、市の最重要計画である総合計画における基本構想の策定義務付けが廃止される見込みとなり、市長による自治体経営の自由度が高まることとなります。そのため、市の政策形成において重要な役割を担う議会は、総合計画を構成する基本計画など自治体経営の根幹部分への関与を強めることによって、しっかりとチェック機能を果たしていく必要があります。高山市議会では、総合計画における基本計画等の重要な項目を議決事件として追加するとともに、策定途中での報告を市長等に義務付けることによって計画の策定に参画し、住民代表としての責任を果たしていきます。
- 2 議決すべき事件の追加や、政策立案段階での報告については別条例において定めます。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

第11条 議会の合意形成

- 1 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。
- 2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

【趣旨】

本条は、議員間での積極的な議論を通じて、議会が合議体としてまとまろうとする意志を示すものです。

【解説】

- 1 合意形成に努めることによって、行政と対峙できるまとまりのある議会をつくるとともに、議会による政策提言等の妥当性や説得力を高めます。
- 2 議長及び委員長は、適切な意思決定のための討議が徹底して行われるように、会議において自由な討議を重視した運営に努めます。

第12条 政策形成

- 1 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。
- 2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るための議会の取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 政策の立案～決定～執行～評価～改善～立案という市の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っています。決定の前には「審査」、評価の後には改善・立案を行政に求める「政策提言」を行います。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるP D C A サイクルのAction（改善）を促し、自治体の政策水準を向上させるものです。高山市議会は、行政に政策の改善や立案を求めていく政策提言を積極的に行うとともに、政策立案にも取り組むよう努めます。

- 2 政策提言や政策提案を行った内容については、議会広報紙等の媒体を通じて市民の皆さんへ報告することとします。

第13条 政策討論

- 1 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。
- 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。
- 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、議員による政策的な議論を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言や政策提案の内容の質を高めるとともに、市の重要課題について議員間で共通認識を醸成するために、議員全員で政策について討論を行う場として政策討論会を設定することとします。
- 2 委員会、会派及び議員が、市長等に政策提言書を提出したり、立案した政策条例等を本会議に提出する際には、その妥当性や説得力を高めるために、必要に応じ、議員全員で討論を行う政策討論会において合意形成を図った上で提出することを原則とします。
- 3 政策討論会については、政策討論会の開催に関する実施要綱で別に定めます。

第14条 委員会による政策提言

- 1 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。
- 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。
- 3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。
- 4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

【趣旨】

本条は、市の政策水準の向上を図るために、委員会による政策提言を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う機関であり、比較的少人数で構成され機動性の高い組織でもある委員会を中心に行います。委員会は、政策提言に向けて、市民の意見を考慮した政策課題を設定した上で、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、専門家からの意見聴取等を行うとともに、政策の方向性について市民、行政、そして議員間で議論を行うこととします。
- 2 委員会の政策提言については、市の政策水準の向上につなげるため、政策提言の作成（P）～提言実施（D）～提言事項の予算への反映状況及び執行結果のチェック（C）～チェック内容の次の政策提言への反映（A）のP D C Aサイクルで管理することとします。
- 3 委員会は、行政が政策立案する際の基礎となる事項や政策の改善ポイントを具体的に明示することによって、政策提言に妥当性や説得力を持たせるように努めます。
- 4 政策提言の検討にあたっては、必要に応じて、地方自治法第109条及び第100条に基づいて参考人や専門的知見を有する者を活用し、委員会の課題分析や提言作成等の能力を補完することとします。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

第15条 組織の見直し

議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、隨時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、議会組織のあり方について定めたものです。

【解説】

多様化する市民の皆さんのニーズや時代の変化に対応できるよう、常に研究しながら組織の改善していくこととします。

第16条 政務調査費

- 1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務調査費は、高山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成12年高山市条例第16号)に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。
- 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務調査費の収支報告等について公開するものとする。

【趣旨】

本条は、政務調査費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。

【解説】

- 1 政務調査費に関する事項は、別に条例によって定められています。
- 2 政務調査費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならないことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを議会広報紙、インターネット等で公開していきます。

第17条 議員研修

議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議員の資質の向上を図るための研修について定めたものです。

【解説】

議員の議案審査や政策提言に必要な能力等を向上させる研修を充実させることによって、地方分権や多様化する市民ニーズに対応した議会活動を行います。

第18条 議会事務局

議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補佐する議会事務局に求められる機能について定めたものです。

【解説】

議会が、より深い審議・審査、積極的な政策提言や政策立案等を行えるようにするため、これらの活動を十分に補佐できる事務局の体制と、事務局職員の議案や政策に関する調査能力や政策立案に必要な政策法務の能力の充実強化を図ります。

第19条 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

【趣旨】

本条は、議会に置く図書室の役割について定めたものです。

【解説】

図書室は、地方自治法第100条第18項及び第19項に基づいて設置されています。議員の審査及び政策提言等の能力の向上を図るために、図書を充実させるとともに、活用の促進を図ります。

第20条 予算の確保

議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

【趣旨】

本条は議会関係予算の確保について定めたものです。

【解説】

地方分権の進展、広大な市域といった要因から、広報広聴機能の充実や、議会の審査及び政策提言等の能力向上に必要な予算を確保する必要があります。なお、予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の自己評価及び市の財政状況を勘案しつつ、予算要求段階で十分な調整を行い、必要な予算の確保を市長に求めて行きます。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第21条 議員の政治倫理

- 1 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

議員の政治倫理については、重要な事項であることから、議会基本条例に位置付けるとともに、昭和63年に決議された「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を見直し、高山市議会議員政治倫理規程へと格上げします。

第22条 議員定数

- 1 議員定数は、高山市議会議員定数条例（平成13年高山市条例第12号）に定めるところによる。
- 2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。
- 4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員定数を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

委員会又は議員が、議員定数の条例改正議案を提出する際には、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討し、市政の現状、財政力、事業課題、将来予測と展望を十分考慮するのはもちろんのこと、市民の皆さんや有識者等の意見を聴取することを規定します。

第23条 議員報酬

- 1 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）に定めるところによる。
- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。
- 3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬を変更する際の手続き等について定めたものです。

【解説】

- 1 高山市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償は、別に条例によって定められています。
- 2 議員報酬の条例改正議案については、第三者機関である報酬等審議会の答申を受けて市長が提案することを原則としますが、議員報酬の考え方や将来を見据えた議員報酬のあり方等については、議会として調査研究を行います。
- 3 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正議案を提出する際には、市民への説明責任を果たすために、広く市民の意見や専門家の意見を聴取することとします。

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き

第24条 評価制度

- 1 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。
- 2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。
- 3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。

【趣旨】

本条は、継続して議会改革を行うための取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取り組みをすすめるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取り組みます。
- 2 議会運営委員会が、評価に関する情報の収集や評価表等を作成しますが、必要に応じて、評価内容や改善策等について議員全員で協議を行います。
- 3 市民意見交換会等で、市民の皆さんから議会改革に対する意見を聴取します。

第25条 見直し手続き

- 1 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。
- 2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

【趣旨】

本条は、本条例を見直す際の手続きを定めたものです。

【解説】

- 1 前条における評価結果を条例改正等に反映させることによって、常に進化する条例とします。
- 2 条例改正の際には、市民の皆さんへの説明責任を果たすため、議会広報紙やホームページ等を通じて、改正理由などを説明します。

加賀市議会基本条例

〔平成23年3月17日
条例第13号〕

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 開かれた議会(第4条—第6条)

第3章 監視する議会(第7条・第8条)

第4章 審議する議会(第9条—第13条)

第5章 政策提案する議会(第14条—第16条)

第6章 市民が参加する議会(第17条—第19条)

第7章 政務活動費(第20条)

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第21条・第22条)

第9章 最高規範性と見直し手続(第23条・第24条)

附則

二元代表制の下、執行機関である市長と議決機関である加賀市議会(以下「議会」という。)

の議員は、それぞれが市民の代表として与えられた権限を行使することができる。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自主的な政策決定と責任の範囲は一層拡大しており、議会と市長は、市民の意思を市政に的確に反映させるために切磋琢磨しながら、最良の決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、議員自らが提案する政策と市長が提案する政策の論点・争点を市民に明らかにするとともに、自由討議を保障し、政策を決定する責務を有している。また、この責務を果たすために公正性・透明性を確保し、市民が参加できる議会を目指す使命がある。

よって、この責務を果たし、使命を達成するために本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本的な事項等を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(議員の活動原則)

第2条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上を目指して活動しなければならない。

(会派)

第3条 議会の会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。

第2章 開かれた議会

(開かれた議会の推進)

第4条 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

(わかりやすい議会運営)

第5条 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)、加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

- 2 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

(夜間・休日議会の開催)

第6条 議会は、傍聴の利便性を高め、開かれた議会に資するため、平日の夜間、土曜日又は日曜日にも本会議を開催するよう努めるものとする。

第3章 監視する議会

(市政運営状況の監視)

第7条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性

を重視して、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。

(市長等との関係の透明性の確保)

第8条 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、その記録を市長等に求め、両者の関係の透明性を図るものとする。

第4章 審議する議会

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して詳しい説明を求めることができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書による回答を求めるものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 加賀市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争

点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における説明資料の作成)

第11条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(議会の自由討議)

第12条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の政策提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

第5章 政策提案する議会

(政策提案の推進)

第14条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策立案及び提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家及び市民との研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

第17条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開する。
- 3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、広く市民の意見を聴き、政策立案に反映させるよう努めなければならない。
- 6 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 7 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(議会報告会)

第18条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 議員は、政策立案又は提案を行うための調査研その他の活動に資する目的で交付される政務活動費の執行に当たっては、加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加賀市条例第3号)を遵守しなければならない。

- 2 議員は、政務活動費の収支報告書等について、市民から書面において閲覧請求があつた場

合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第7条第1号に規定する個人に関する情報は除く。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、加賀市議会議員政治倫理条例(平成22年加賀市条例第37号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第22条 議員定数又は議員報酬に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

◎加賀市議会基本条例(平成23年4月施行)の検証結果

~ 1 ~

H26年3月

目次	条文	実績	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
前文	二元代表制の下、執行機関である市長と議決機関である加賀市議会以下「議会」という。の議員は、それぞれが市民の代表として与えられた権限を行使することができる。 地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自主的な政策決定と責任の範囲は一層拡大しており、議会と市長は、市民の意思を市政に的確に反映させるために切磋琢磨しながら、最良の決定を導く共通の使命が課せられている。 議会は、議員自らが提案する政策と市長が提案する政策の論点・争点を市民に明らかにするとともに、自由討議を保障し、政策を決定する責務を有している。また、この責務を果たすために公正性・透明性を確保し、市民が参加できる議会を目指す使命がある。 よって、この責務を果たし、使命を達成するために本条例を制定する。			
第1章 総則	(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実化・活性化のために必要な基本的な事項等を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もつて市民生活の向上に寄与することを目的とする。 (議員の活動原則) 第2条 議員は、議会が言論の自由であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。 2 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不斬の研鑽に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。 3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上を目指して活動しなければならない。 (会派) 第3条 議会の会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。		○各会派の理念・政策等を市民に分かりやすく示すべきと思う。会派による統一ではなく、賛否も個々に違うので、会派の提議を検討すべきと思う。	条文の修正は必要なし 「理由」 会派は一般的に「議会内で所属する政党や同じ主義・主張を持つ議員で結成されるグループ」であり、原文と合致する。また、加賀市議会での賛否状況は、基本的に会派内で賛否は一致しており、左記の意見であるような賛否の違いはそれほど見受けられないため、原文のまどする。 「補足意見」 会派の理念・政策等を市民に示していくことは議会活性化特別委員会で検討していく。

目次	条文	実績	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
第2章 開かれた議会の推進 開かれた議会	(開かれた議会の推進) 第4条 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 (わかりやすい議会運営) 第5条 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)、加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。 2 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。	議会内申し合わせ事項を適宜見直し(H25年3月他随時改正) 議場に九谷焼を展示 (平成23年3月議会～平成24年8月臨時会) 本会議前に能楽を上演(平成23年3月議会) 本会議前に山中節を上演(平成24年3月議会) 平成23年6月議会から小学生の議会傍聴実施(教育の一環として、延べ300人を超える傍聴) 女性議会を開催(平成23年10月) 子ども議会を開催(平成24年1月)		
(夜間・休日議会の開催) 第6条 議会は、傍聴の利便性を高め、開かれた議会に資するために、平日の夜間、土曜日又は日曜日にも本会議を開催するよう努めるものとする。	平成23年12月議会で日曜議会を開催 (12/11質問日初日) 平成24年6月議会で日曜議会を開催 (6/10質問日初日)			
第3章 監視する 議会	(市政運営状況の監視) 第7条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。 (市長等との関係の透明性の確保) 第8条 議会は、議員が行方市長等への口頭による要請に対して、その記録を市長等に求め、両者の関係の透明性を図るものとする。			

目次	条文	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
第4章 審議する 議会	(市長等と議会及び議員の関係) 第9条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式进行うことができる。 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して詳しい説明を求めるべきである。 4 議員は、会期中又は開会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対して文書質問を行なうことができる。この場合には文書による回答を求めるものとする。	【9条4項関係】 ○日常的に市担当課へ質問や説明を求めることが多いが、1つ1つ議長を通過する文書質問は活用ににくい。しかし、本会議での質問通告で時間が足りずできないかった質問に対する答弁は、文書質問として扱い、正式な答弁として扱ってはどうかと思う。	条文の修正は必要なし 「理由」 文書質問については、左記の意見の主旨で実施要綱を作成し、本会議同等の公式の質問・答弁と位置づけているため、原文のままである。 「補足意見」 要綱作成時及び新任期の際に、文書質問の要綱を全議員に配付しているが、今後積極的に活用できるよう議員への周知が必要と考える。
第10条 議会における論点・議題の形成	議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 加賀市総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用		
第11条 (予算及び決算における説明資料の作成)	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。	見てわかる加賀市当初予算のあらし作成 見てわかる加賀市の決算書作成	
第12条 (議会の自由討議)	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に行なうものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の政策提案に関する審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。		
第13条 (政策討論会)	議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に對して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。	政策討論会⇒要綱作成(実績なし)	

目次	条文	実績	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
第5章 政策 提案する議 会	(政策提案の推進) 第14条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。 2 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。	市民主役条例制定(平成24年3月議会) ボイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例制定(平成24年12月議会) 議会に関する市民アンケートを実施 (平成25年7月)		条文の修正は必要なし 「理由」 条文には、「専門家と市民を交えた研修」かつ「年1回以上」とあるが、現在、達成できていない。ただし、左記の意見であるように、現在、委員会ごとに意見交換(研修)を実施しており、そこには市民(団体)も入っているので、原文のまます。
	(議員研修の充実強化) 第15条 議会は、議員の政策立案及び提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家及び市民との研修会を年1回以上開催するものとする。		○議会全体ではなくなか難しいので、常任委員会ごとに年1回以上、研修会(勉強会)を実施するようにすべき。 基本条例に基づいた議員研修会を活性化委員会で実施してみたらどうか(例えば、省エネやエコをテーマとした講演会や取り組み事例報告会等)。	「補足意見」 今後も引き続き委員会ごとの意見交換(研修)を実施する。 また、一度、条例に則った議員研修を議会活性化特別委員会が中心となって実施検討をしていく。
	(議会事務局の体制整備) 第16条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制・財務能力の充実を図るものとする。		○現在、委員会等で業界・団体との意見交換を実施している。 研修を年1回以上という考え方をせず、また、研修に意見交換も含んだ拡大解説によって、今後も業界だけではなく様々な団体と色々な委員会で意見交換をしていくことが望ましい。	○議会としての講演会や研修会等、市民参加のもとで開催してもいいと思う。
			平成25年4月より政策法務担当を配置 (職員数7人→9人)	

目次	条文	実績	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
第6章 市民が 参加する 議会	(市民参加及び市民との連携) 第17条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならぬ。 2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開する。 3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的専門家等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 4 議会は、議題及び情報を持ち市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、広く市民の意見を聞き、政策立案に反映させよう努めなければならない。 6 議会は、委員会審査に当たつては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 7 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。	【17条4項関係】 ○意見書の陳情等、市民からの請願としても受けるべきではないか。正式に議会として審議すべきと思う。意見書調整会議では、1人議員の発言の場がない。	【17条4項関係】 ○意見書の陳情等、市民からの請願としても受けるべきではないか。正式に議会として審議すべきと思う。意見書調整会議では、1人議員の発言の場がない。	【条文の修正は必要なし】 「理由」 現在、陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会で議場配付委員会付託の決定をしている。意見書を出して欲しい陳情書については、議会運営委員会で確認し、議案調整会議へ当該陳情書を送付している。 左記の意見は、条文そのものではなく、運用に対する意見のため、原文のままとする。 【補足意見】 左記の運用に関する意見は、議会運営委員会の所管のため、議会運営委員会で左記の意見を取り上げ、協議する必要がある。
第18条 議会報告会	(議会報告会) 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわかつて、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。	平成23年8月開催 (錦城、山代、山中の中学校区単位3会場 参加者126人) 平成24年4～5月(前期)・10～11月(後期)開催 (前期10会場、後期10会場 まちづくり単位 計20会場 参加者888人) 平成25年4～5月開催(中学校区単位6会場 参加者290人)	○議案に対する公聴会の開催 (結果の報告だけでなく、審議中に広く意見を吸い上げてはどうか)	【条文の修正は必要なし】 「理由」 左記の意見の公聴会は、第17条第3項の公聴会といよりも、議会報告会として、審議中に地域へ出向いていくことを主眼に置いている。 当然、審議中の案件や市政に対する課題等について、地域へ出向き、市民から意見を吸い上げるべきだが、議会全体よりも議員個人がそれぞれ必要に応じて行うべきと考えるため、原文のままとする。 【補足意見】 市民がより参加しやすく、実のある議会報告会になるよう工夫が必要であり、左記の意見も踏まえて、平成26年度議会報告会を議会活性化特別委員会で検討していく。
(議会広報の充実)	第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が得られるよう情報の提供に努めるものとする。 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。	平成22年9月議会からホームページ・議会よりに「議員の個別養否一覧表」を掲載 平成23年度から本会議のインターネット画面中継を実施 平成23年度から地区会館や図書館等市内32箇所に議会の会議日程のポスターを掲示 平成23年度から議会フロアに当日の委員会等の日程看板を設置 平成23年7月からホームページを全面的にリニューアル	平成22年9月議会からホームページ・議会よりに「議員の個別養否一覧表」を掲載 平成23年度から本会議のインターネット画面中継を実施 平成23年度から地区会館や図書館等市内32箇所に議会の会議日程のポスターを掲示 平成23年度から議会フロアに当日の委員会等の日程看板を設置 平成23年7月からホームページを全面的にリニューアル	

目次	条文	実績	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
第7章 政務活動費	(政務活動費の執行及び公開) 第20条 議員は、政策立案又は提案を行うための調査研究その他活動に資する目的で交付される政務活動費の執行に当たつては、加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加賀市条例第5号)を遵守しなければならない。 2 議員は、政務活動費の収支報告書等について、市民から書面において閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第7条第1号に規定する個人に関する情報は除外。	平成23年8月から政務活動費 政務調査費 の収支報告書等(領収書コピー等)を全面公開		
第8章 政治倫理・身分待遇	(議員の政治倫理) 第21条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、加賀市議会議員政治倫理条例(平成22年加賀市条例第37号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 (議員定数及び議員報酬) 第22条 議員定数又は議員報酬に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。	議員政治倫理条例制定 (平成22年9月議会 ※平成23年4月1日施行)	議員定数条例制定 (平成25年3月議会 ※定数22人から20人に削減)	
第9章 最高法規性	(最高規範性) 第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。 (見直し手続) 第24条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不斷の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の検討の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案をあつても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。	議会基本条例の研修会を実施 (平成25年11月29日)		

加賀市議会における議会改革の取り組み（主なもの）

年月	内容
平成22年9月 (H23.4/1施行)	政治倫理条例を制定
平成23年3月 (H23.4/1施行)	議会基本条例を制定
平成23年3月議会	本会議開会前に議場で能楽を上演
平成23年3月議会～ 平成24年8月臨時会	議場内に九谷焼を展示（花の代わり）
平成23年度～	常任委員会・特別委員会・全員協議会を「許可制傍聴」から「自由傍聴」に変更
平成23年度～	常任委員会の会議記録を議会ホームページに掲載
平成23年度～	毎月の議会会議日程のポスターを作成し、地区会館、図書館等の公共施設（市内32箇所）に掲示
平成23年度～	議会フロアに、当日の委員会等の日程看板を設置
平成23年4月～	議員定数等検討会を設置し、定数・報酬・政務調査費をセットで、見直し作業開始
平成23年6月～	ホームページを全面的にリニューアル
平成23年6月議会～	本会議のインターネット録画中継を実施
平成23年6月議会～	小学生の議会傍聴を開始（教育の一環、議会への関心の向上）
平成23年8月～	政務調査費の収支報告書を全面公開（収支報告書・内容を議員個人別にファイリングし、自由閲覧）（収支報告書のみ議会ホームページに掲載）
平成23年8月	議会報告会を開催（大聖寺地区、山代地区、山中地区の市内3会場 参加者126人）
平成23年10月	女性議会を開催
平成23年12月～	委員会等の傍聴者に委員会資料を配付

加賀市議会における議会改革の取り組み（主なもの）

年月	内容
平成23年12月議会	日曜議会（一般質問日）を実施
平成24年1月	子ども議会（市内小学生）を開催
平成24年3月 (H24.4/1施行)	〔議会提案の政策条例〕 市民主役条例を制定
平成24年3月議会	本会議開会前に議場で山中節を上演
平成24年度～	特別委員会の会議記録を議会ホームページに掲載
平成24年4月・10月～11月	議会報告会を開催（まちづくり単位の市内20会場 参加者888人）
平成24年6月	議会基本条例に基づく要綱（文書質問・政策討論会・議員研修）を策定
平成24年6月議会	日曜議会（一般質問日）を実施
平成24年12月 (H25.1月一部施行・4/1全部施行)	〔議会提案の政策条例〕 ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例を制定
平成25年3月 (次の選挙から適用)	議員定数を22人から20人に削減し、議員定数条例を制定
平成25年3月議会～	議案書等を議会ホームページに掲載
平成25年4月～	事務局の体制強化 (事務局職員の増員、政策法務担当を配置)
平成25年4月～5月	議会報告会を開催（市内中学校区単位の6会場 参加者290人）
平成25年7月	議会に関する市民アンケートの実施（市民無作為抽出1,500人）
平成25年10月	定数削減に基づく市議会議員選挙実施
平成26年3月	議会基本条例の検証実施 (議会運営委員会・議会活性化特別委員会)

加賀市議会における議会改革の取り組み（主なもの）

年月	内容
平成26年7月～8月	議会報告会を開催（まちづくり単位の市内21会場 参加者841人）
平成26年8月	子ども議会（市内中学生）を開催
平成26年9月議会～	本会議の一般質問日の開始時間を「午前10時」から「午前9時30分」に変更
平成26年10月	議会災害対策支援本部設置要綱・議員の災害行動マニュアルを策定
平成26年12月	執行部に対し政策提言（人口減少対策特別委員会：人口減少対策（婚活支援）、産業建設委員会：空き家対策）
平成26年12月議会	予算審査特別委員会を設置（予算の分割付託解消） 予算審査基準の策定
平成27年2月	福井県あわら市議会と友好交流議員連盟を設立
平成27年3月	議会単独で、金沢大学法科大学院と連携協定を締結
平成27年3月	災害対策支援本部設置・対応訓練の実施（3月11日） (議会災害対策支援本部設置要綱・議員の災害行動マニュアルに基づく)
平成27年3月議会	予算委員会を設置（常任委員会化） 予算委員会運営要綱を策定
平成27年度～	全員協議会の会議記録を議会ホームページに掲載
平成27年度～	議会日程（本会議）をケーブルテレビに文字放送
平成27年6月	福井県あわら市議会との友好交流議員連盟の役員で、新幹線・国道8号について、国へ合同陳情
平成27年6月 (H27.6/22施行)	〔議会提案の政策条例〕 地域医療を守る条例を制定
平成27年6月議会	土曜・日曜議会（一般質問日）を実施
平成27年8月	市民を交えた議員研修会および議会報告会をあわせて開催（市内1会場 参加者87人）

加賀市議会における議会改革の取り組み（主なもの）

年月	内容
平成27年8月	研修会・議会報告会参加者に対して、議会に関する市民アンケートを実施
平成27年8月～	議会Facebook（フェイスブック）を開設 議会Facebookページ運用方針を策定
平成27年8月～	政務活動費収支報告書のほか内訳（明細）を、議会ホームページに掲載
平成27年9月 (H27.10/1施行)	議会図書室規則を制定（市立図書館内の市政図書室に議会図書室を併設） ※議会図書室の機能強化
平成27年9月 (H27度から適用)	議会PPDCAサイクル運用規程を制定
平成27年9月議会	予算決算委員会を設置（決算も含めた常任委員会化） 予算決算委員会運営要綱を策定
平成27年9月議会～	会議録の速報版を議会ホームページに掲載
平成27年10月	福井県あわら市議会との友好交流議員連盟の役員等で、国道8号について、地方整備局等へ合同陳情
平成27年10月	ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例の検証実施 (総務委員会)
平成27年10月	女性議会を開催
平成27年10月～	タブレット端末を駆使した議会運営の本格実施（ペーパーレス化） タブレット端末使用の取り決めを策定
平成27年10月～	議会運営委員会を「許可制傍聴」から「自由傍聴」に変更
平成27年10月～	議会運営委員会の会議記録を議会ホームページに掲載
平成27年11月～	議会交際費の内訳を議会ホームページに掲載
平成27年11月～	議会申し合わせ事項および議会関係例規・要綱等を議会ホームページに掲載
平成27年12月議会～	本会議のインターネットライブ中継を実施

加賀市議会における議会改革の取り組み（主なもの）

年月	内容
平成28年1月～	委員会のインターネット中継（ライブ・録画）を実施
平成28年3月	議会災害対応訓練の実施（3月11日） （議場での地震避難訓練・議員の普通救命講習）
平成28年5月	昨年に引き続き、福井県あわら市議会との友好交流議員連盟の役員で、新幹線・国道8号について、国へ合同陳情
平成28年5月	議会だよりモニターの開始
平成28年6月	タブレット端末の利活用改善 （共有カレンダーの設定、市各種計画書の追加、会議録の冊子配付を廃止、全議員に利用調査を実施）
平成28年6月	政治倫理条例の改正 （審査会から指摘のあった事項について改善）

○長久手市議会基本条例

平成26年12月26日

条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の活動原則（第2条—第4条）

第3章 議員の活動原則（第5条—第7条）

第4章 市民と議会との関係（第8条）

第5章 議会と行政との関係（第9条—第11条）

第6章 委員会の活動（第12条）

第7章 議員間討議の促進（第13条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条—第17条）

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（第18条—第20条）

第10章 災害時の対応（第21条）

第11章 見直し手続（第22条）

附則

議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。

地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。

議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会（以下「議会」という。）の役割、議会及び長久手市議會議員（以下「議員」という。）の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとする。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。

(議決責任)

第4条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。

- 2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。
- 3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、的確な判断をす

るため、自己の資質向上に努めるものとする。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。

(政務活動費)

第7条 議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して使途を公開し、その使途について説明責任を担うものとする。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として市民に公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。
- 4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的に開催するものとする。

第5章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(資料の提出)

第10条 議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

第6章 委員会の活動

第12条 委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に發揮されるよう活動を行うものとする。

2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならぬ。

第7章 議員間討議の促進

第13条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論及び議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して議会だよりで公表するものとする。

2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。

3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例（平成22年長久手町条例第8号）を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力

及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

第10章 災害時の対応

第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。

第11章 見直し手続

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

長久手市議会基本条例
(解説)

長久手市議会

長久手市議会基本条例（解説）

『目次』

前文

第1章 総則

　第1条 目的

第2章 議会の活動原則

　第2条 議会の責務

　第3条 議長の責務

　第4条 議決責任

第3章 議員の活動原則

　第5条 議員の責務

　第6条 会派

　第7条 政務活動費

第4章 市民と議会との関係

　第8条 市民参加及び市民との連携

第5章 議会と行政との関係

　第9条 市長等との関係

　第10条 資料の提出

　第11条 政策立案等

第6章 委員会の活動

　第12条 委員会の活動

第7章 議員間討議の促進

　第13条 議員間討議の促進

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

　第14条 議員研修の充実強化

　第15条 議会事務局の体制整備

　第16条 議会図書室の設置

　第17条 議会広報の充実

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

　第18条 議員の政治倫理

　第19条 議員定数

　第20条 議員報酬

第10章 災害時の対応

　第21条 災害時の対応

第11章 見直し手続

　第22条 見直し手続

附則

長久手市議会基本条例

議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。

地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。

議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。

【解説】

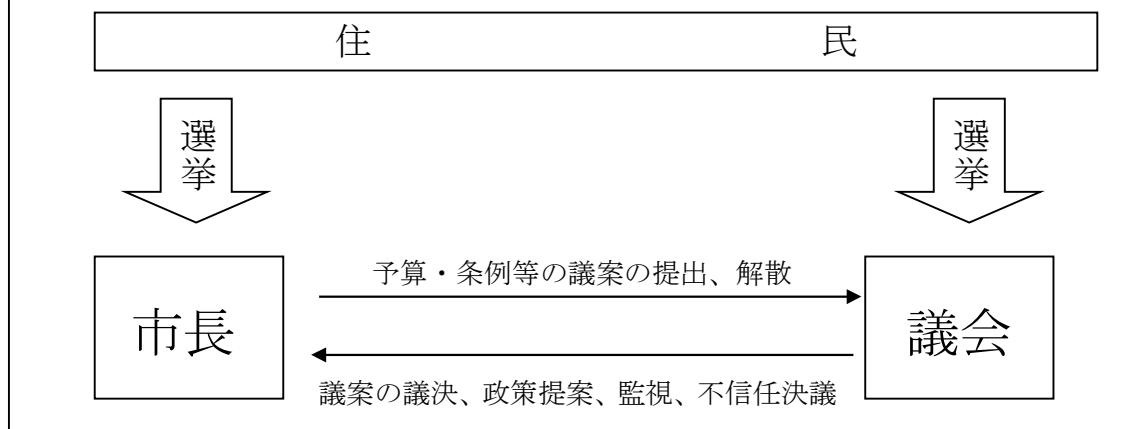
条例制定に当たり、背景を述べるとともに、議会の使命、決意を述べています。

※ 二元代表制とは

市長と議会の議員は、ともに住民が直接選挙し、一方は執行機関として他方は議決機関として、それぞれ独立の権限を持ち、相互の抑制と調和により、一方の独裁を防ぎ、行政の円滑な運営をねらいとしている。

(新自治用語辞典から)

二元代表制（市政のしくみ）



第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会（以下「議会」という。）の役割、議会及び長久手市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等に

関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の制定は、議会の基本的なあり方を定め、「市民に開かれた議会の実現」「市民福祉の向上と市勢の発展」に寄与することを目的にしています。
※市の「勢い」を発展させる意味で「市勢」としています。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとする。

【解説】

議会の責務を定めています。

議会は十分な審議を経て、市としての意思決定を行っていきます。市民に対し情報の発信を行い、市民の意思を反映させることに努め、更なる議会改革を推進していきます。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。

【解説】

議長は、対外的には議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めることを定めています。

(議決責任)

第4条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。

【解説】

議会の議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識し、市民に対し説明する責務を定めています。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。

- 2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。
- 3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。

【解説】

個々の議員の責務を定めています。

議員は、積極的な発言、議論などを行う事により協議の内容を深めます。市民から選ばれた市民の代表であることを自覚し、市民の意見を把握するとともに、常に自己の資質向上に努めていきます。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。

【解説】

会派は、主義主張を同じくする議員により結成することができます。本市議会においては2人以上の議員により会派を結成することができます。

(政務活動費)

第7条 議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して使途を公開し、その使途について説明責任を担うものとする。

【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項により、市が定める条例により交付されます。その結果については、収支報告書を作成し、領収書の写しとともに議長に提出し、議会ホームページに収支報告一覧表を掲載しています。また、支出の透明性を確保するため、行政情報コーナーで公表しています。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として市民に公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。
- 4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的に開催するものとする。

【解説】

議会への市民参加と連携を促進するため、議会が持つ情報の発信、本会議や委員会等の会議の公開、委員会審議において請願及び陳情の提案者が説明や意見を述べる機会の保障をしています。また、議会の報告会の定期的開催を定めています。

第5章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
- (2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

【解説】

議会と市長等との関係の基本的原則を定め、より充実させるため本会議における一般質問の一問一答方式、本会議及び委員会での市長等の反問権付与などを定めています。

※ 市の行政運営を行っていく機関を「執行機関」といい、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

(資料の提出)

第10条 議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができます。

【解説】

議案審議や委員会活動において資料が必要となった場合は、市長等に資料の提出を求めることができますことを定めています。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

【解説】

議会は、条例の目的である市民福祉の向上のため、政策立案及び政策提言を積極的に行っていきます。

第6章 委員会の活動

第12条 委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に發揮されるよう活動を行うものとする。

2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならぬ。

【解説】

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的な活動を行い、活性化に努めていきます。

第7章 議員間討議の促進

第13条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討

議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論及び議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

【解説】

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間討議により、多様な意見を出し合い、合意形成に努めます。議会だよりや議会報告会などでその経過及び結果について説明を行うことを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第14条** 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。
- 2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

【解説】

本条例は、市民の代表としての議会の役割、議会及び議員の活動原則等に関する基本的事項を定めています。議員間でこの条例の理念を共有するため研修を行います。また、本市議会主催の研修会を年1回実施するとともに、各種研修へ積極的に参加していきます。

(議会事務局の体制整備)

- 第15条** 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会事務局は議会に関する事務を行っています。政策立案、提言などを支援するため専門的知識、経験を有する者の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができます。

(議会図書室の設置)

- 第16条** 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

【解説】

調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めます。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して議会だよりで公表するものとする。

- 2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

本会議での議案に対する各議員の表決等も議会だよりに掲載し、市民に周知していきます。議会は、市民と情報共有をするため、必要に応じて市民に公表する。また、インターネット等の多様な広報手段を活用し、議会や市政に関心を持てるよう広報活動に努めていきます。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例（平成22年長久手町条例第8号）を規範とし、遵守しなければならない。

【解説】

議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことがないように行動することを定めています。

(議員定数)

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力

及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】

議員定数は、地方自治法第91条第1項によって条例で定めると規定されています。

本条例では、議員定数は、議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を十分に反映させることができると定めなければならないとしています。また、議員定数を改正する場合は、人口、面積、財政力、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】

議員報酬は、地方自治法第203条第1項及び第4項により条例で定めなければならないと規定されています。本市では、「長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で議員報酬が定められています。

本条例では、議員報酬を改正する場合は、社会経済情勢及び市の財政状況、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

また、「長久手市特別職報酬等審議会条例」に基づき、市長へ長久手市特別職報酬等審議会の開催を要請することもできます。

第10章 災害時の対応

第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。

【解説】

大きな自然災害などの緊急事態が発生した際に、議会及び議員の役割や行動を明確にする必要があり、基本的な考え方を定めています。

第11章 見直し手続

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付け、必要に応じ改正すること、改正が必要と認められる場合は、措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

長久手市議会基本条例構成図

前文

(目的)

第1章 総則

目的

第1条

(基本となる活動原則)

第2章 議会の活動原則

議会の責務	第2条
議長の責務	第3条
議決責任	第4条

第3章 議員の活動原則

議員の責務	第5条
会派	第6条
政務活動費	第7条

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

議員の政治倫理	第18条
議員定数	第19条
議員報酬	第20条

(上記原則に基づく活動内容)

第4章 市民と議会との関係

市民参加及び市民との連携
第8条

第5章 議会と行政との関係

市長等との関係
第9条
資料の提出
第10条
政策立案等
第11条

第6章 委員会の活動

委員会の活動
第12条

第7章 議員間討議の促進

議員間討議の促進
第13条

第10章 災害時の対応

災害時の対応
第21条

(活動を支える体制)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

議員研修の充実強化	第14条
議会事務局の体制整備	第15条
議会図書室の設置	第16条
議会広報の充実	第17条

第11章 見直し手続

見直し手續	第22条
-------	------